

Q & A

Q：どのような紙が搬入規制となるのですか。

A：域内の古紙リサイクル事業者において、リサイクル可能な紙類が対象となります。具体的には、段ボール、新聞、雑誌、チラシ、パンフレット・カタログ、コピー紙、名刺、封筒、包装紙、紙袋、厚紙で、これらでできた機密書類を含みます。

Q：収集運搬業者に委託している場合も対象となるのですか。

A：もちろん対象となります。排出事業者の責任において、できるかぎりリサイクルしてください。

Q：なぜ、紙類の搬入を規制するのですか。

A：八戸清掃工場において、焼却処理しているごみのうち、事業系ごみの約44%が紙ごみです。これまでも、事業者の皆様には紙ごみのリサイクルを進めていただくよう呼びかけてまいりましたが、事業系ごみの減量がなかなか進んでいないのが現状であるため、このたびの規制としたものです。

Q：規制の根拠を教えてください。

A：「循環型社会形成推進基本法」第11条で、事業者の責務として
資源化できる資源の循環利用

国又は地方公共団体が実施する循環型社会の形成に関する施策への協力を明示され、また、「廃棄物処理法」第3条では、“事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。”とあり、事業者によるリサイクル推進の理念は従前よりあるものです。

今回は、3市町が策定する「一般廃棄物処理実施計画」に本規制を明記し、告示することで進めております。

Q：守らないとどうなるのですか。

A：自己搬入及び運搬業者による搬入が判明した場合、後日、排出事業者及び収集運搬事業者を訪問の上、ご説明させていただきます。

Q：機密書類も対象となるのですか。

A：資源となる紙は、機密書類も含めてすべて対象となります。具体的な処理方法については、機密書類専門の業者にお問い合わせください。

Q：資源となる紙を自己搬入できる場所はありますか。

A：域内では、古紙リサイクル業者が4社ありますので、こちらに持ち込みできます。詳しくは、各社とご相談ください。

Q：シュレッダー紙は、対象になりますか。

A：原則として、対象となりません。

しかし、シュレッダーの方法（切り方）によって、リサイクルできる場合もありますので、古紙リサイクル業者にご相談ください。

また、機密書類は、各事業所でシュレッダー処理した場合、ほとんどがリサイクルできませんので、機密書類は、専門業者にご相談いただくようお願いします。

Q：ファイル類は、対象となりますか。

A：ビニールコーティングされていないものは、厚紙として、対象となります。

その際、中の書類は、別の資源となりますので分離し、更に、金具やプラスチックははずしてください。

Q：ホチキス針やテープ類、クリップ、輪ゴム、つづり紐はつけたままでいいのですか。

A：ホチキス針はつけたままでも構いません。それ以外は、必ず取り除いてください。

除去物の具体例と理由

- ・ セロハンテープ（紙以外）
- ・ ガムテープ（紙以外）
- ・ 紙テープ（粘着物）
- ・ クリップ（紙以外）
- ・ 輪ゴム（紙以外）
- ・ つづり紐（紙以外）
- ・ タックインデックス（粘着物）
- ・ 付箋（粘着物）
- ・ 緩衝材：発泡スチロール・ウレタン（紙以外）

Q：資源となる紙でも、濡れたものはリサイクルできますか。

A： 多少濡れた程度で、天日等で乾くようなものであれば、リサイクル可能ですが、雨ざらしなどで、完全に濡れてしまったものは、リサイクルできません。

汚れた紙として、対象となりません。

Q：資源となる紙でも、食品が付着している紙類はリサイクルできるのですか。

A： 食品が付着している弁当容器やピザ・ケーキの箱は、リサイクルできません。

汚れた紙として、対象となりません。

Q：今後どのように進めればよいのでしょうか。

A： 事業所内で発生する紙ごみの種類および量を把握してください。

「資源となる紙」は11品目有り、こちらを4分別に分けて、紐で縛ってください。

分別区分ごとに回収箱を置いて、分別しておくことが一般的です。

Q：資源となる紙は、地域の資源集団回収に出してもよいのですか。

A：資源集団回収は、家庭から出る資源物を対象としていますので、資源集団回収には、ださないでください。